

1次試験 超直前対策 「あと1問プラス」 中小企業経営・政策

2013年7月26日

4dan4.jp

中小企業診断士資格支援コンソーシアム

メニュー

1. 中小企業のものづくり人材の育成
2. 中小企業の海外展開の障壁と効果的な海外販路開拓の取組
3. 中小企業の海外拠点の撤退・移転の理由
4. 中小ものづくり高度化法
5. 小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）
6. 中小企業基本法による中小企業の定義

1. 中小企業のものづくり人材の育成

中小製造業の企業数、従業者数、付加価値額
2009年は、企業数が大幅に減少→ 個人企業・小規模企業ほど減少
企業数は減少だが、開業数も一定数存在しており、 新陳代謝は進んでいる
1企業当たりの従業者数は増加傾向だが、 付加価値額は直近減少傾向

中小企業の強み、位置づけ (競争優位に寄与している技術)
多品種・ロット変動等への適応力 → 約4割
納期短縮を実現する技術 → 約3割
難度の高い加工を実現する技術 → 約3割

技術競争力の位置付け(5年前との比較)
8割強の企業で、技術競争力が高まっている、 あるいは、従来の水準を維持
2割弱の企業で、技術競争力が低下

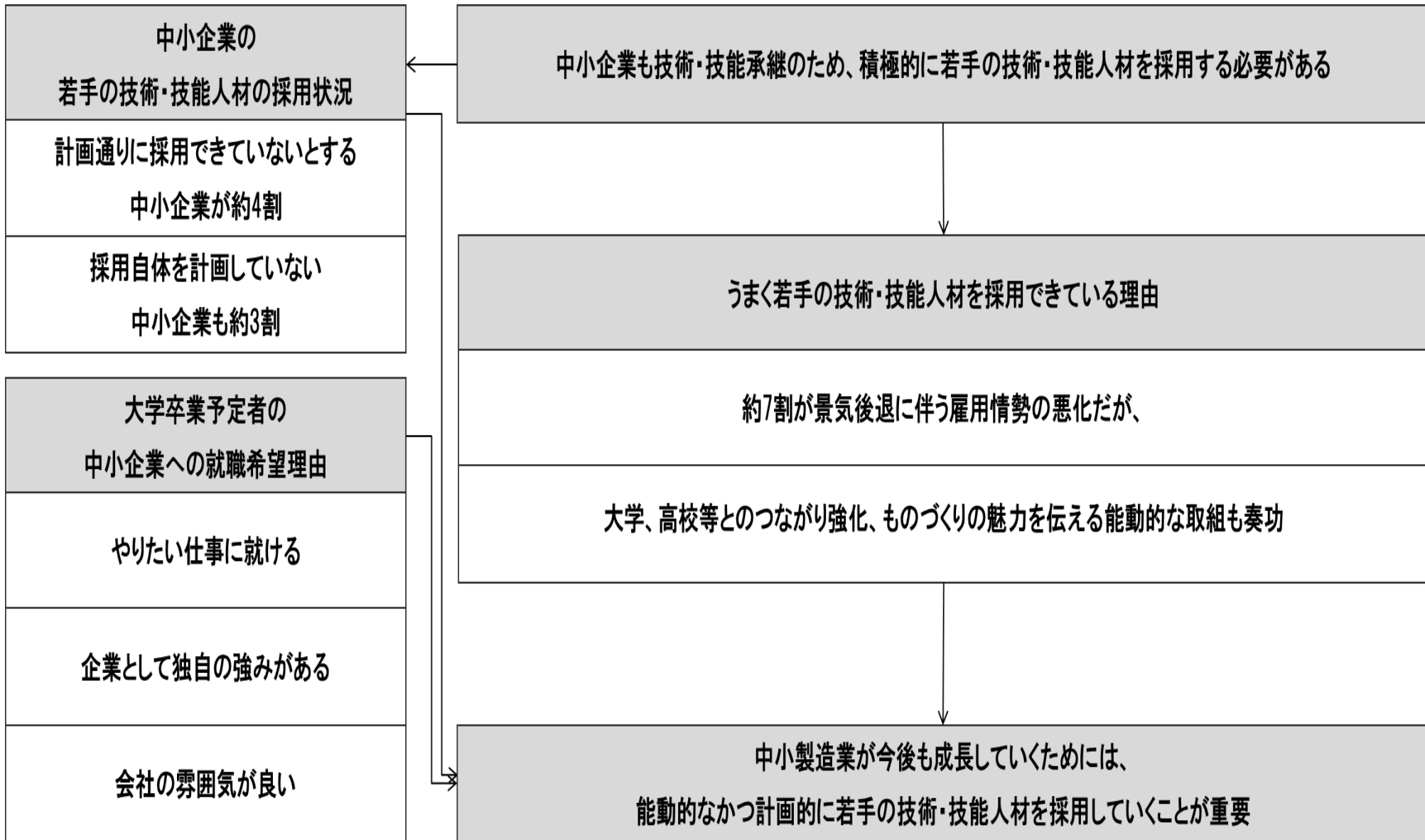
強みをさらに強固にしていくためには「技術・技能承継」が重要

なぜ、技術競争力が低下しているのか？
技術・技能承継がうまくいっていない」 と回答する企業の割合が約7割

技術・技能承継がうまくいっている中小企業の取組
熟練技術・技能の標準化・マニュアル化が約6割
定年延長・OJTによる人材育成がそれぞれ約5割

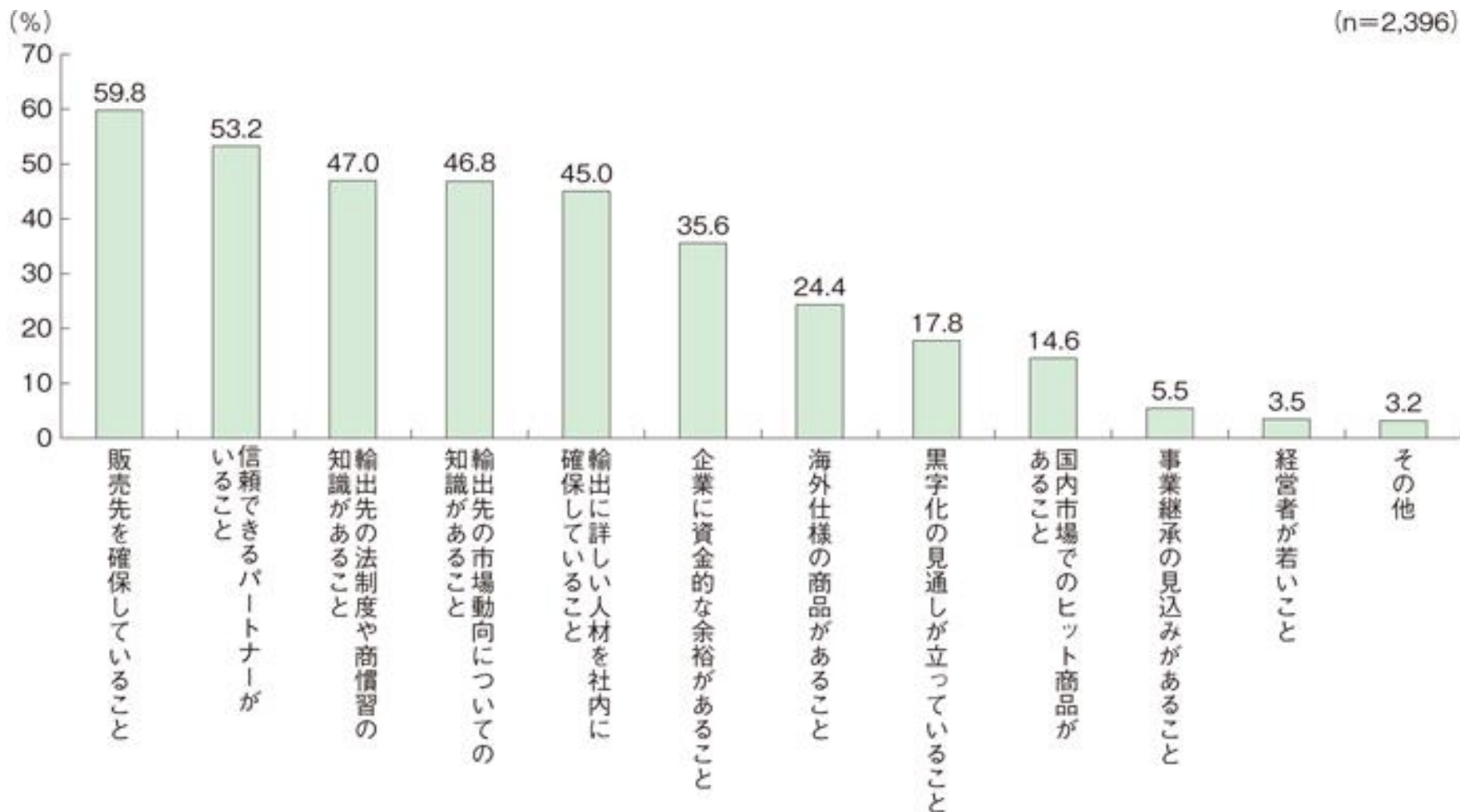
中小企業の技術・技能人材の年齢構成
中小企業は ベテラン中心・中堅中心がそれぞれ約3割
大企業は 中堅中心だが、若手・各世代・ベテランが均衡

技術・技能承継の円滑度
若手中心・各世代均等・中堅中心の企業は 技術・技能継承が比較的うまくいっている
ベテラン中心・中堅不足の企業はうまくいっていない



2. 中小企業の海外展開の障壁と効果的な海外販路開拓の取組

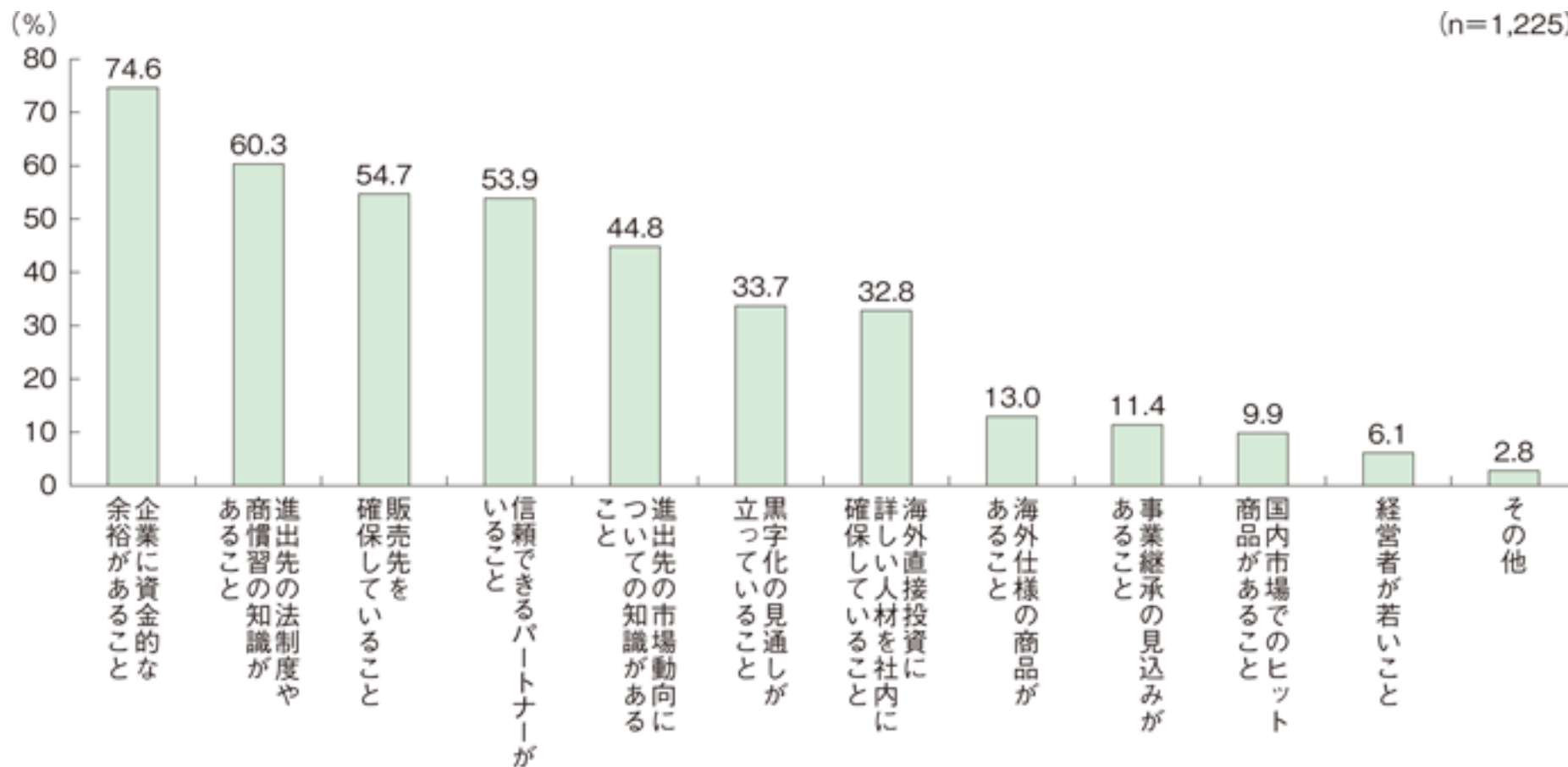
輸出を開始するための条件



資料：中小企業庁委託「海外展開による中小企業の競争力向上に関する調査」（2011年11月、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)）
(注) 直接輸出を行う中小企業を集計している。

直接投資を開始するための条件

(n=1,225)

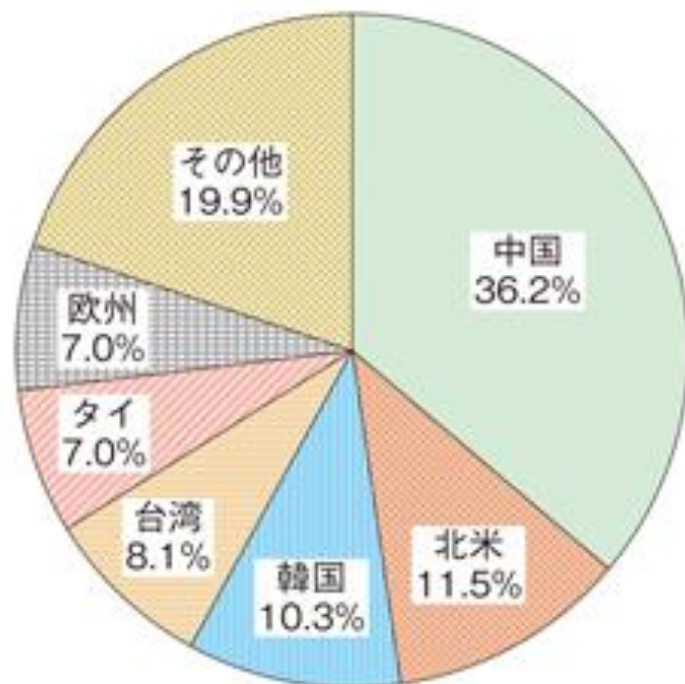


資料：中小企業庁委託「海外展開による中小企業の競争力向上に関する調査」（2011年11月、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)）
(注) 海外に販売拠点又は生産拠点を保有する中小企業を集計している。

海外販路開拓

輸出先として最も重視している国・地域

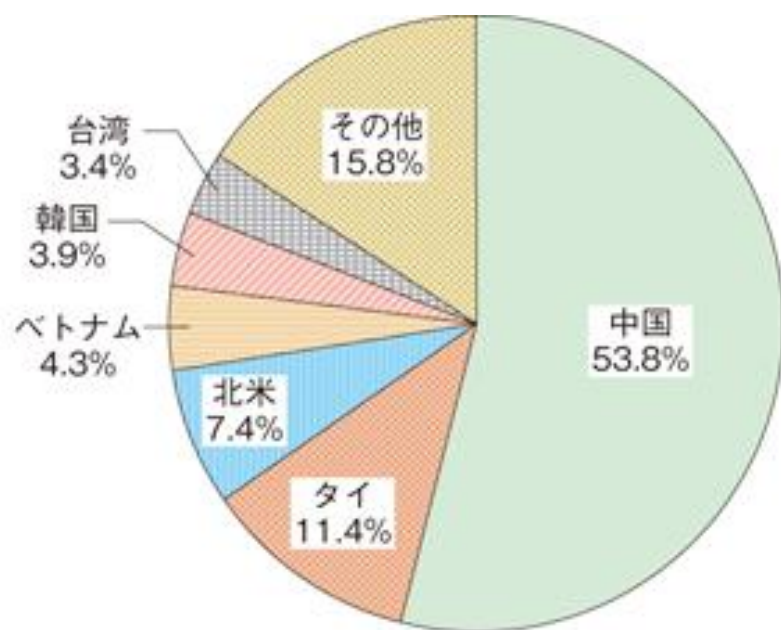
(n=2,235)



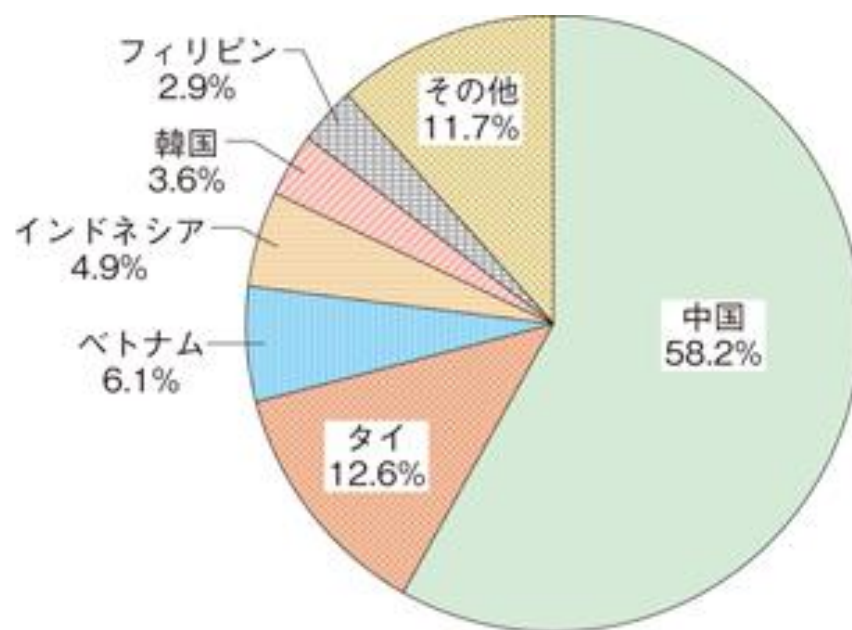
資料：中小企業庁委託「海外展開による中小企業の競争力向上に関する調査」(2011年11月、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株))

- (注) 1. 直接輸出を行う中小企業を集計している。
2. 中国には香港を含む。

最も重視している直接投資先



販売拠点設立先 (n=931)



生産拠点設立先 (n=897)

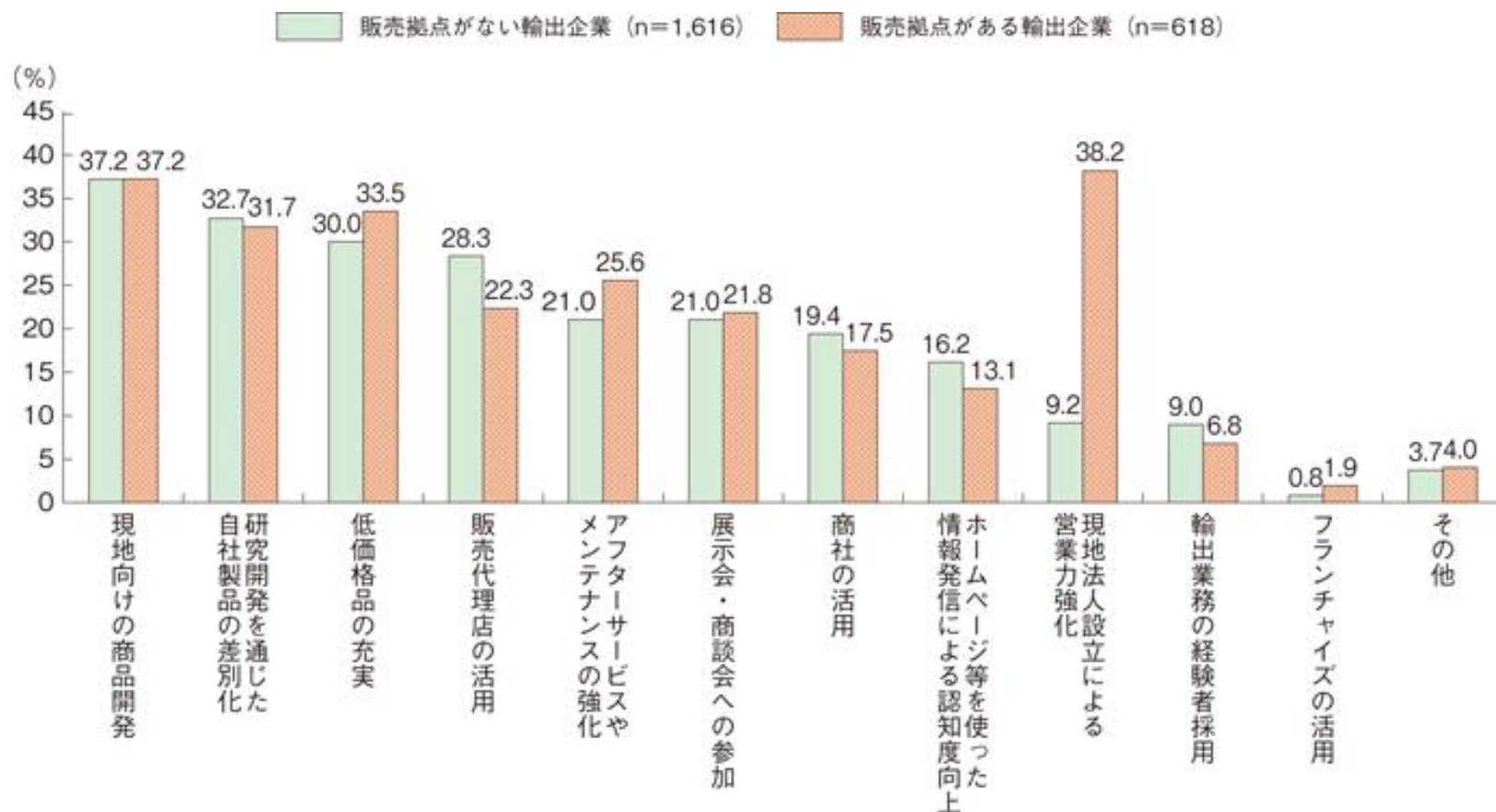
資料：中小企業庁委託「海外展開による中小企業の競争力向上に関する調査」(2011年11月、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株))

(注) 1. 海外に販売拠点を保有する中小企業、海外に生産拠点を保有する中小企業、それぞれについて集計している。

2. 中国には香港を含む。

効果的な海外販路開拓の取組

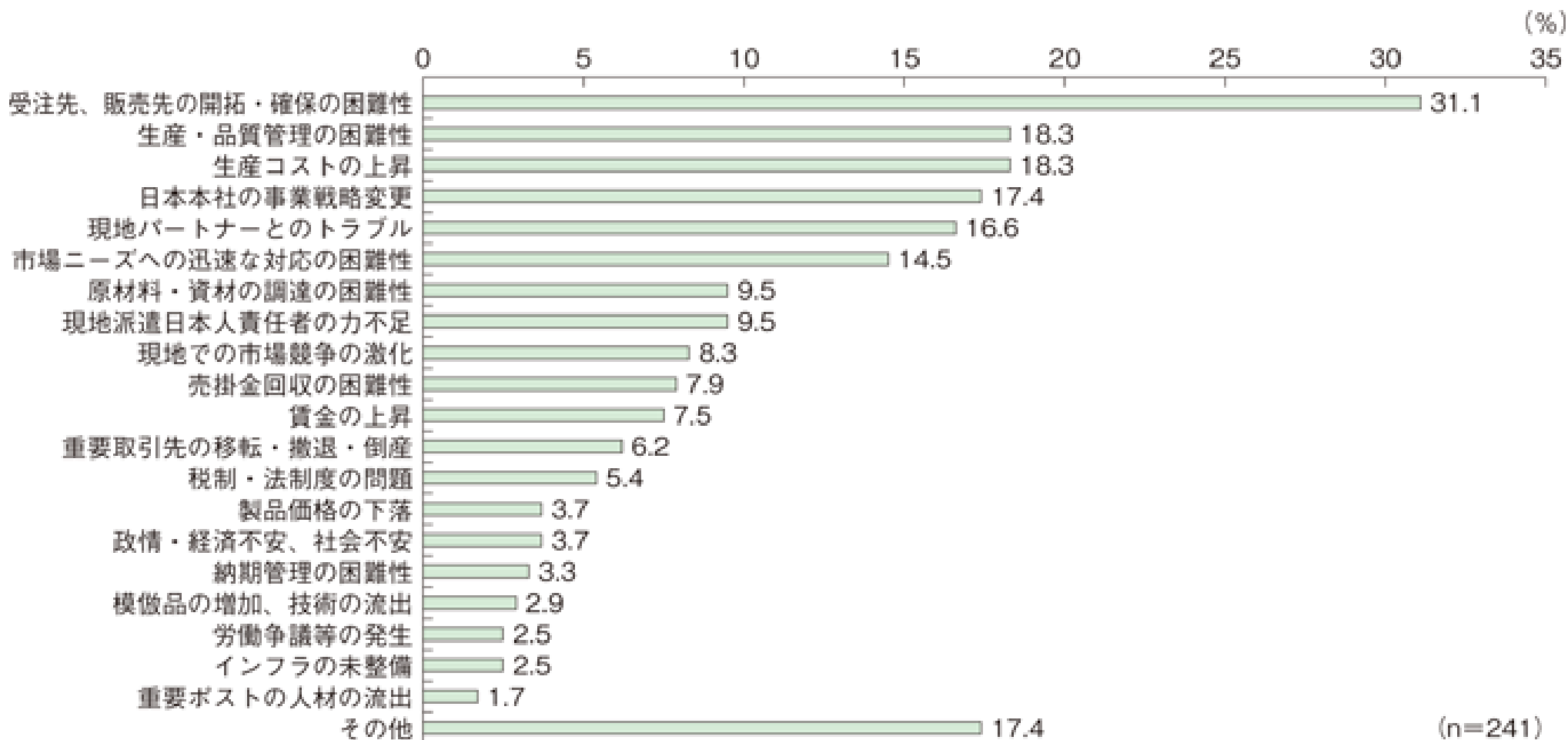
「現地向けの商品開発」、「研究開発を通じた自社製品の差別化」、「低価格品の充実」等の製商品に関する取組は、販売拠点の有無にかかわらず、効果的と回答する割合が高く、販路開拓においては、自社製商品の充実・差別化が重要である。



資料：中小企業庁委託「海外展開による中小企業の競争力向上に関する調査」（2011年11月、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)）

- (注) 1. 直接輸出を行う中小企業を集計している。
2. 現在最も重視している輸出先についての回答。

3. 中小企業の海外拠点の撤退・移転の理由



資料：(独)中小企業基盤整備機構「平成20年度中小企業海外事業活動実態調査」から中小企業庁作成

(注)「不明」は、表示していない。

4. 中小ものづくり高度化法

中小ものづくり高度化法に基づく、ものづくり中小企業の支援。

対象：

中小ものづくり高度化法に基づいて指定された特定ものづくり基盤技術に関する研究開発等に単独又は他の事業者と協力して取り組む中小企業者

中小企業が、特定ものづくり基盤技術高度化指針に沿った研究開発計画を作成



経済産業大臣の認定

支援内容

- (1) ものづくり中小企業連携支援事業（戦略的基盤技術高度化支援事業）
- (2) 政府系金融機関による低利融資制度
- (3) 中小企業信用保険法の特例
- (4) 中小企業投資育成株式会社法の特例
- (5) 特許料及び特許審査請求料の軽減

中小ものづくり高度化法に基づいて指定された特定ものづくり基盤技術

組込みソフトウェア、金型、冷凍空調、電子部品・デバイスの実装、プラスチック成形加工、粉末冶金、溶射・蒸着、鍛造、動力伝達、部材の締結、鋳造、金属プレス加工、位置決め、切削加工、繊維加工、高機能化学合成、熱処理、溶接、塗装、めっき、発酵、真空の22技術。

ものづくり中小企業連携支援事業（戦略的基盤技術高度化支援事業）

中小企業者が特定ものづくり基盤技術の高度化に資する研究開発から試作まで含む取組について、国から委託事業を受けることができる。

【一般型】

- 提案要件 法認定を受けた中小企業又は小規模事業者を含む共同体
- 委託金額 初年度4, 500万円以下／テーマ
- 研究期間 2～3年

【小規模事業者型】

- 提案要件 法認定を受けた小規模事業者を含む共同体
- 委託金額 初年度2, 300万円以下／テーマ
- 研究期間 2～3年

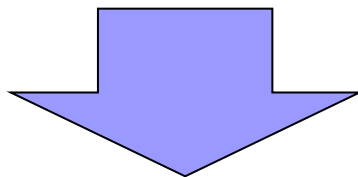
5. 小規模事業者経営改善資金融資制度(マル経融資)

小規模事業者は、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低利で融資を受けられる。

対象：

常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業の場合は5人以下）の法人・個人事業主

1. 商工会・商工会議所の経営指導員による経営指導を原則6カ月以上受けていること
2. 所得税、法人税、事業税、都道府県民税などの税金を原則として完納していること
3. 原則として同一の商工会等の地区内で1年以上事業を行っていること
4. 商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいること



通常枠

【対象資金】	設備資金、運転資金
【貸付限度額】	1,500万円
【貸付利率】	平成25年4月10日現在 1.55%
【貸付期間】	設備資金10年以内（据置期間は2年以内）、運転資金7年以内（据置期間は1年以内）
【貸付条件】	無担保・無保証人

東日本大震災対応特枠

震災により直接又は間接被害を受けた小規模事業者の方は、一般枠と別枠で用意する貸付限度額、金利引き下げ措置を利用することができる。

- ①貸付限度額：通常枠と別枠 1,000万円
- ②貸付金利：平成25年4月10日現在 0.65%（貸付後当初3年間）
- ③貸付期間：設備資金10年以内（据置期間2年以内）
運転資金7年以内（据置期間1年以内）

6. 中小企業基本法による中小企業の定義

中小企業の定義

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

小規模企業者の定義

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	従業員20人以下
商業・サービス業	従業員5人以下